

令和5年 4月 7日

保護者の皆様へ

愛西市教育委員会
愛西市小中学校長会

新型コロナウイルス感染症による出席停止、臨時休業等について

日頃は愛西市の教育にご理解、ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、1月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」が決定され、新型コロナウイルス感染症については、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月 8 日から「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、5類感染症に位置付けることとなりました。**位置付けが変更されるまで、現時点では以下の通りの対応とさせていただきます。**

項目	児童・生徒の状況		出席の扱い
1	検査※1結果が陽性		出席停止※2 〈症状のある場合〉発症日から7日間経過し、かつ 症状軽快後24時間経過するまで 〈無症状の場合〉検体採取日から7日間経過するまで
2	濃厚接触者と特定され、検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ
3		陰性	出席停止 (最終接触日より原則5日間)
4	濃厚接触者ではないが感染の疑いがあるため検査を受けた	陽性	検査結果が陽性となった段階で、上記1に同じ
5		陰性	検査結果が陰性と判明するまで出席停止
6	同居の家族の検査結果が陽性		出席停止 (最終接触日より原則5日間)
7	同居の家族が濃厚接触者と特定された (感染者、職場、学校等から連絡を受け、濃厚接触の疑いがあるとして所定の期間自宅待機することとなった場合を含む)		登校を控える必要はありませんが、濃厚接触者が陽性となったり(上記6)、本人に感染が疑われる症状がみられたりしたときは登校を控える (出席停止の扱い)
8	本人もしくは同居の家族が感染した疑い(風邪症状、発熱、倦怠感等の症状がみられる) がある、もしくは検査を受ける場合		本人に風邪等の症状があるときは登校を控える。(出席停止の扱い) 同居の家族に風邪等の症状があっても、本人の体調が良ければ登校を控える必要はありません。

※1 検査は、新型コロナウイルスの感染を判断するすべての検査を指します。PCR検査、抗原検査がそれにあたります。

※2 臨時休業の必要性については保健所・学校医と協議し、臨時休業が必要であると判断された場合は、臨時休業期間や対象範囲(学校、学年、学級)について、保健所・学校医の指導のもとで決定することとします。その場合、臨時休業中に予定されている行事が中止・延期となることがあります。

<その他>

- お子様や同居のご家族が新型コロナウイルスに感染しているおそれがある場合等には、昼夜を問わず学校にご連絡ください。

八輪小学校 Tel 0567-37-0353 (夜間は市役所 26-8111 におかけください)

- 教職員もしくはその家族が、1~8に該当する場合もこれに準じた対応をします。

- 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止解除届の提出は必要ありません。

※ 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。